

## 【諮問事項 2】

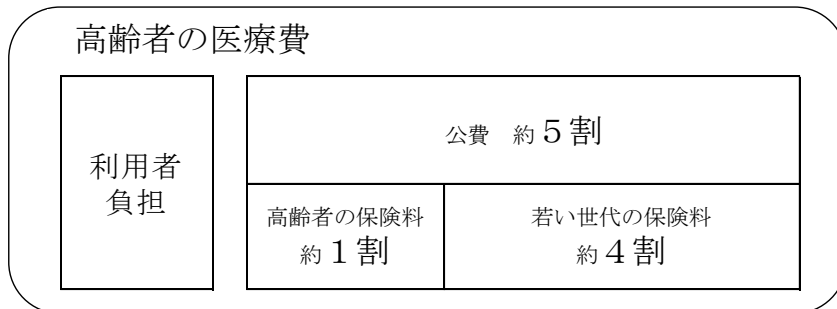
## 令和 2 年度及び令和 3 年度の後期高齢者医療保険料率の設定について

## 1 制度の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費の財源について、約 5 割を公費、約 4 割を若い世代の保険料、残りの約 1 割を高齢者の保険料とすることにより、それぞれの負担割合を明確なものとしている。

保険料を算出するための保険料率（均等割額と所得割率）は、各広域連合が定めることとされており、2 年ごとに見直しを行うことが、「高齢者の医療の確保に関する法律」で定められている。

このため、現在の保険料率の適用は今年度限りとなり、令和 2 年度及び令和 3 年度の新保険料率（均等割額と所得割率）を今年度内に設定する必要がある。



保険料	均等割	受益に応じて等しく賦課される応益分
	所得割	被保険者の負担能力に応じた応能分

## 2 現状

制度開始以降、被保険者数及び医療給付費は、年々増加傾向にある。

1 人当たり医療給付費の伸び率は、平成 2 8 年度及び平成 3 0 年度にマイナスとなっている。

区分	被保険者数	対前年度 伸び率	医療給付費	対前年度 伸び率	1 人当たり 医療給付費	対前年度 伸び率
平成 20 年度	323,967 人		290,096,990,581 円		895,452 円	
平成 21 年度	332,081 人	2.5%	307,172,423,459 円	5.9%	924,992 円	3.3%
平成 22 年度	341,423 人	2.8%	324,905,116,195 円	5.8%	951,620 円	2.9%
平成 23 年度	350,047 人	2.5%	336,596,548,801 円	3.6%	961,575 円	1.0%
平成 24 年度	358,560 人	2.4%	345,829,747,856 円	2.7%	964,496 円	0.3%
平成 25 年度	365,352 人	1.9%	354,440,607,190 円	2.5%	970,135 円	0.6%
平成 26 年度	369,669 人	1.2%	360,951,834,559 円	1.8%	976,419 円	0.6%
平成 27 年度	376,720 人	1.9%	373,847,983,393 円	3.6%	992,376 円	1.6%
平成 28 年度	388,008 人	3.0%	373,992,885,317 円	0.04%	963,879 円	-2.9%
平成 29 年度	399,409 人	2.9%	386,295,583,250 円	3.3%	967,168 円	0.3%
平成 30 年度	409,585 人	2.5%	393,821,231,632 円	1.9%	961,513 円	-0.6%

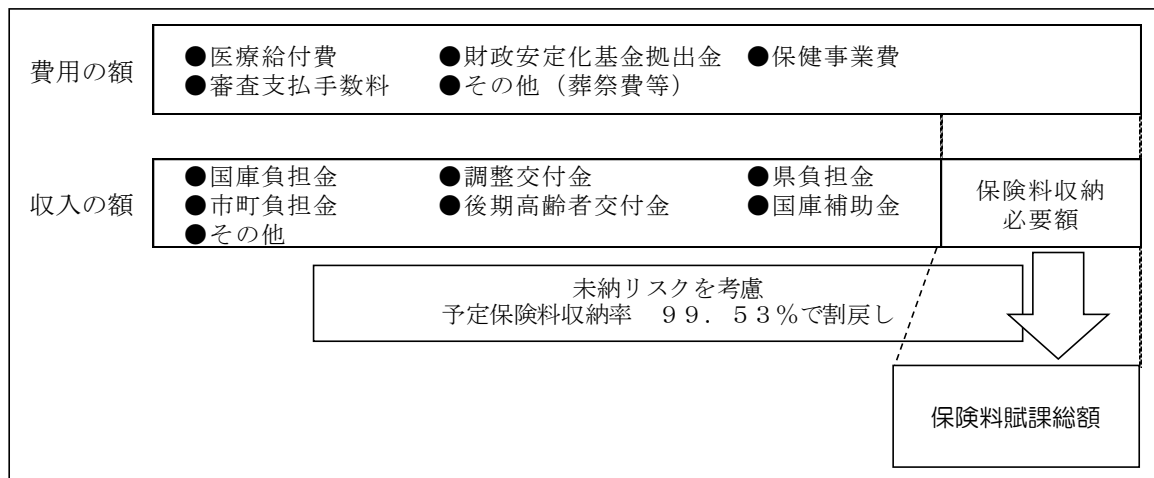
※ 平成 20 年度については、平成 20 年 4 月から平成 21 年 2 月までの 11 か月分のため、12 か月分に換算し、小数点第 1 位を四捨五入して算出した。

※ 被保険者数は年度平均。

### 3 保険料率の算出方法

#### (1) 保険料賦課総額の算出

令和元年度の見込みに基づき、令和2・3年度における次の数値を推計し、保険料賦課総額を算出する。



#### (2) 保険料率の算出

保険料率は、保険料賦課総額から、保険料の構成比に基づき、次のとおり算出する。

保険料賦課総額	×	50%	÷	被保険者数	=	均等割額	}	保険料年額
保険料賦課総額	×	50%	÷	被保険者の所得の総額	=	所得割率		
								賦課限度額 62万円

構成比

均等割総額	:	所得割総額	=	1 : 所得係数 (広島県 0.9974)
-------	---	-------	---	-----------------------

(注) 所得係数は、被保険者1人当たり所得額の全国平均を1としたときの広島県の数値。  
 なお、今回の数値は平成29年度のものなので、今後、令和元年度の数値に変更する。

#### 4 新保険料率の試算

##### (1) 国が示す保険料率算定のための参考数値

令和元年9月、国から以下のとおり保険料率算定に当たり、参考となる数値が示された。これらの数値は、通知時点での見込み値であり、今後、必要な変更が示される予定である。また、このうち、アについては、全国単位の数値であることから、試算に当たっては、各広域連合の実績等を勘案して個別に見込むこととされており、本広域連合においては、被保険者数の対前年度伸び率を独自に推計している。

##### ア 基礎数値の対前年度伸び率見込み

区 分	令和2年度	令和3年度
被保険者数	0.7% (1.1%)	0.4% (0.3%)
被保険者一人当たり医療給付費	0.3%	0.4%

(注) 被保険者数の対前年度伸び率のうち、下段( )の数値は本広域連合が独自に推計している伸び率

##### イ 後期高齢者負担率

世代間の負担の公平を維持するため、後期高齢者と現役世代の人口比率の変化に応じて、後期高齢者の負担割合を2年ごとに改定するものである。

11.39% (見込み) 【現行保険料率算定時 11.18%】

(※ 保険料負担 = 医療給付費 × 後期高齢者負担率 )

##### (2) 保険料の増加に対する対応

剰余金及び財政安定化基金の活用について、県と協議中である。

##### 財政安定化基金

- 国、都道府県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、都道府県に設置する。
- 給付費増や保険料未納による広域連合の財源不足に対し、交付又は貸付を行う。
- 保険料率の増加の抑制を図るために基金を充てることができる。

(3) 試算の状況

現時点での試算は、次のとおりとなった。

ア 保険料賦課総額

(単位：円)

区分		平成30・31年度	令和2・3年度
		現行料率 算定時の数値	広域連合独自推計被保険者 数及び医療給付費伸び率に よる算出額
費用の 額： ①	医療給付費	810,843,975,333	825,088,116,948
	財政安定化基金拠出金	0	0
	特別高額医療費共同事業拠出金	211,319,254	203,065,310
	保健事業費	896,141,000	1,509,995,188
	審査支払手数料	1,631,822,000	1,821,134,890
	その他（葬祭費）	1,499,910,000	1,576,170,000
	合計	815,083,167,587	830,198,482,336
収入の 額： ②	国庫負担金	195,023,618,011	199,095,768,948
	調整交付金	70,611,430,000	72,974,630,000
	県負担金	67,042,204,679	68,628,851,924
	市町負担金	63,990,706,666	65,233,458,512
	後期高齢者交付金	336,247,378,892	339,709,829,354
	特別高額医療費共同事業交付金	147,923,478	142,145,717
	国庫補助金	215,932,897	159,630,357
	剰余金	6,400,000,000	【検討中】
	財政安定化基金	0	【検討中】
合計	739,679,194,623	745,944,314,812	
保険料収納必要額…③＝①－②		75,403,972,964	84,254,167,524
2カ年の被保険者数（人）		833,277	850,398
予定保険料収納率（％）…④		99.44	99.53
賦課総額（③÷④）		75,828,613,198	84,652,032,075

イ 保険料率

区分		現 行 <剰余金活用前>	今回試算値	比 較
保険料率	均等割額	45,500円 <49,361円>	49,773円	+4,273円 <+412円>
	所得割率	8.76% <9.65%>	9.63%	+0.87ポイント <-0.02ポイント>

## 5 今後の対応

今後、国からは、直近の医療費の実績及び年内に決定される予定の診療報酬改定の影響等を踏まえた試算数値の見直しが行われ、情報提供される予定である。

これに伴い、本広域連合において再計算の上、検討を進め、運営審議会への諮問、答申を経て、令和2年2月開催予定の広域連合議会で議決が得られるよう対応する。

## 6 保険料率算定に係るスケジュール（案）

	国	広域連合	広域連合議会・運営審議会
9月	9/4 事務連絡 ・新保険料率の算定に使用する被保険者数や医療給付費の伸び率等の暫定各種係数等提示	○新保険料率の暫定試算開始	
10月	方針の検討 [ 随時、係数等を変更して広域連合に提示 ]	新保険料率案の検討	10/18 定例会開催
11月			11/22 第1回運営審議会開催 ・保険料率の設定について諮問
12月	下旬 事務連絡 ○診療報酬の改定 ○令和2年度当初予算案閣議決定 ○令和2年度当初予算案を踏まえた新保険料率の算定に使用する確定計数等を提示		
1月		○新保険料率の最終案をとりまとめ	中旬 第2回運営審議会開催 ・新保険料率案を審議 ・答申
2月			中旬 定例会開催 ・新保険料率案、予算案を提案